

# 平成 30 年度 第 2 回 (平成 31 年 3 月実施)

## 運行管理者試験問題【貨物】

(制限時間 90 分)

### 1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可の申請において、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること等、法令で定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

2. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3. 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

4. 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

問2 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者の輸送の安全についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて  運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び  の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な  に基づく措置を講じなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による  をしてはならない。

A 1. 必要となる員数の 2. 必要な資格を有する

B 1. 乗務時間 2. 休息期間

C 1. 運行管理規程 2. 医学的知見

D 1. 運送の指示 2. 輸送の阻害

©運行管理者試験対策.net

(行政書士高橋英和の「試験前夜」)

問3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の運行管理者が行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関して緊急を要する事項に限り、遅滞なく、助言を行うこと。
2. 運転者に対し、乗務を開始しようとするとき、法令に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令の規定により、点呼を受け、事業者に報告をしなければならないことについて、指導及び監督を行うこと。
3. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。
4. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。）を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 業務前の点呼は、対面等（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による定期点検の実施について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
2. 業務後の点呼は、対面等（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告についても報告を求めなければならない。
3. 業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を行う運転者に対しては、業務前及び業務後の点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも1回電話等により点呼（中間点呼）を行わなければならない。当該点呼においては、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
4. 業務後の点呼における運転者の酒気帯びの有無については、当該運転者からの報告と目視等による確認で酒気を帯びていないと判断できる場合は、アルコール検知器を用いての確認は実施する必要はない。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が車道と歩道の区別がない道路を逸脱し、当該道路との落差が0.3メートルの畑に転落した。
2. 事業用自動車の運転者が走行中に意識がもうろうとしてきたので直近の駐車場に駐車させ、その後の運行を中止した。後日、当該運転者は脳梗塞と診断された。
3. 事業用自動車が走行中、アクセルを踏んでいるものの速度が徐々に落ち、しばらく走行したところでエンジンが停止して走行が不能となった。再度エンジンを始動させようとしたが、燃料装置の故障によりエンジンを再始動させることができず、運行ができなくなった。
4. 事業用自動車が左折したところ、左後方から走行してきた自転車を巻き込む事故を起こした。この事故で、当該自転車に乗車していた者に通院による40日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。

問 6 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転等の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）は、酒気を帯びた状態にあるとき、又は疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出なければならない。
2. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
3. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
4. 事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務日数及び乗務距離を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

問 7 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をすること。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存すること。
2. 事業者は、軽傷者（法令で定める傷害を受けた者）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こした運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させること。
3. 事業者が行う初任運転者に対する特別な指導は、法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項などについて、15時間以上実施するとともに、安全運転の実技について、20時間以上実施すること。
4. 事業者は、適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。）を運転者が65才に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させること。

問 8 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の貨物の積載等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、道路法第47条第2項の規定（車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度を超えるものは、道路を通行させてはならない。）に違反し、又は政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し道路管理者が付した条件（通行経路、通行時間等）に違反して事業用自動車を通行させることを防止するため、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。
2. 事業者は、事業用自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限る。）に、貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載するとともに、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
4. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあつては、貨物の積載状況を当該業務を行った運転者等ごとに業務の記録をさせなければならない。

## 2. 道路運送車両法関係

問 9 自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があつたときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があつた日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
2. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があつた日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
4. 登録自動車の所有者は、当該自動車の自動車登録番号標の封印が滅失した場合には、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

問 10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示している場合であっても、自動車検査証を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
2. 自動車の使用者は、継続検査を申請する場合において、道路運送車両法第 67 条（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。
3. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
4. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量 8,990 キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は 1 年である。

問 11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウの文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ア 自動車の  は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。

イ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を  する者は、、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

ウ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、 ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

- |   |           |         |
|---|-----------|---------|
| A | 1. 所有者    | 2. 使用者  |
| B | 1. 運行     | 2. 管理   |
| C | 1. 必要に応じて | 2. 1日1回 |
| D | 1. 3ヵ月    | 2. 6ヵ月  |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 停止表示器材は、夜間 200 メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。
2. 自動車（被けん引自動車を除く。）には、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものである警音器を備えなければならない。
3. 自動車（二輪自動車等を除く。）の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても 1.6 ミリメートル以上の深さを有すること。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものの原動機には、自動車が時速 100 キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。

### 3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める合図等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度を急に変更しなければならないこととなる場合にあっても、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
2. 車両（自転車以外の軽車両を除く。以下同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。（環状交差点における場合を除く。）
3. 車両の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点から 30 メートル手前の地点に達したときである。
4. 車両の運転者が左折又は右折するときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点（交差点においてその行為をする場合にあつては、当該交差点の手前の側端）から 30 メートル手前の地点に達したときである。（環状交差点における場合を除く。）

問 14 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 車両は、交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、火災報知機から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、し、道路におけるする等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びにを報告しなければならない。

- |   |                    |               |
|---|--------------------|---------------|
| A | 1. 事故状況を確認         | 2. 負傷者を救護     |
| B | 1. 危険を防止           | 2. 安全な駐車位置を確保 |
| C | 1. 死傷者の数           | 2. 事故車両の数     |
| D | 1. 当該交通事故について講じた措置 | 2. 運転者の健康状態   |



問 16 道路交通法に定める自動車の法定速度についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量 5,995 キログラムの自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、時速 60 キロメートルである。
2. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量 7,520 キログラムの自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）における最低速度は、時速 50 キロメートルである。
3. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量 7,950 キログラム、最大積載量 4,500 キログラムであって乗車定員 2 名の自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）又はこれに接する加速車線若しくは減速車線においては、時速 80 キロメートルである。
4. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量が 4,995 キログラムの自動車が、故障した車両総重量 1,500 キログラムの普通自動車をロープでけん引する場合の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない一般道路においては、時速 40 キロメートルである。

©運行管理者試験対策.net

(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

問 17 貨物自動車に係る道路交通法に定める乗車、積載及び過積載（車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。）等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 積載物の高さは、3.8メートル（公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えてはならない。
2. 車両（軽車両を除く。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、当該車両の出発地を管轄する警察署長による許可を受けてもつばら貨物を運搬する構造の自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる。
4. 準中型自動車とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量3,500キログラム以上、7,500キログラム未満のもの又は最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満のものをいう。

#### 4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働契約等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

（※法改正により一部改変）

1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間（ただし、経過措置により当分の間は3年間）保存しなければならない。
2. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。
3. 法第20条（解雇の予告）の規定は、法に定める期間を超えない限りにおいて、「日雇い入れられる者」、「3ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に6ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。
4. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

問 19 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。  
なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。
2. 法第36条1項に定める時間外、休日労働の協定においては、①法第36条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲、②対象期間、③労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合、④対象期間における1日、1ヵ月及び1年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数、⑤労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項を定めるものとする。
3. 使用者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において法に定める労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
4. 使用者は、4週間を通じ8日以上 of 休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも2回の休日を与えなければならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者であって、の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等のを図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、そのに努めなければならない。
3. 使用者は、季節的繁忙期その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

- |   |             |             |
|---|-------------|-------------|
| A | 1. 四輪以上の自動車 | 2. 二輪以上の自動車 |
| B | 1. 労働契約の遵守  | 2. 労働条件の向上  |
| C | 1. 維持       | 2. 向上       |
| D | 1. 休息期間を短縮し | 2. 労働時間を延長し |

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)において定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間及び運転時間等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、隔日勤務には就いていない場合とする。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)についての拘束時間については、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が13時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。
2. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
3. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。
4. 使用者は、トラック運転者の連続運転時間(1回が連続5分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものであるが、このうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	30分	10分	2時間	15分	30分	10分	1時間30分	1時間	2時間	15分	1時間30分	10分	1時間	

2.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	1時間	15分	2時間	10分	1時間	15分	1時間	1時間	1時間30分	10分	1時間	5分	30分	

3.

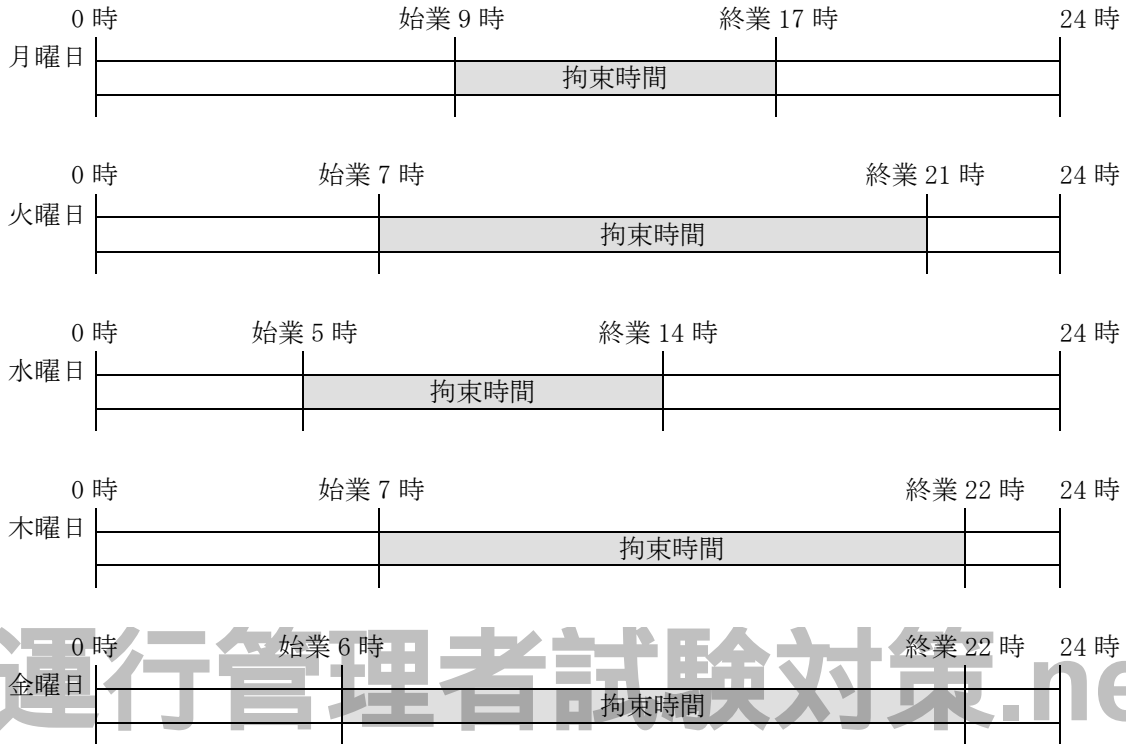
乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	2時間	10分	1時間30分	10分	30分	10分	1時間	1時間	1時間	10分	1時間	10分	2時間	

4.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	1時間	10分	1時間30分	15分	30分	5分	1時間30分	1時間	2時間	10分	1時間30分	10分	30分	

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ただし、すべて 1 人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

1. 1 日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務はない。
2. 1 日についての拘束時間が 15 時間を超えることができる 1 週間についての回数は、改善基準告示に違反していない。
3. 勤務終了後の休息期間は、改善基準告示に違反しているものはない。
4. 水曜日に始まる勤務の 1 日についての拘束時間は、この 1 週間の勤務の中で 1 日についての拘束時間が最も短い。

## 5. 実務上の知識及び能力

問 24 運行管理の意義、運行管理者の役割等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、仮に事故が発生していない場合でも、同業他社の事故防止の取組事例などを参考にしながら、現状の事故防止対策を分析・評価することなどにより、絶えず運行管理業務の改善に向けて努力していくことも重要な役割である。
2. 事業用自動車の点検及び整備に関する車両管理については、整備管理者の責務において行うこととされていることから、運転者が整備管理者に報告した場合にあっては、点呼において運行管理者は事業用自動車の日常点検の実施について確認する必要はない。
3. 運行管理者は、運転者の指導教育を実施していく際、運転者一人ひとりの個性に応じた助言・指導（カウンセリング）を行うことも重要である。そのためには、日頃から運転者の性格や能力、事故歴のほか、場合によっては個人的な事情についても把握し、そして、これらに基づいて助言・指導を積み重ねることによって事故防止を図ることも重要な役割である。
4. 事業者が、事業用自動車の定期点検を怠ったことが原因で重大事故を起こしたことにより、行政処分を受けることになった場合、当該重大事故を含む運行管理業務上に一切問題がなくても、運行管理者は事業者に代わって事業用自動車の運行管理を行っていることから、事業者が行政処分を受ける際に、運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命じられる。

（行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所）

問 25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車が追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になる。前の自動車と追越しをする自動車の速度差が小さい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう運転者に対し指導する必要がある。
2. 雪道への対応の遅れは、雪道でのチェーンの未装着のため自動車が登り坂を登れないこと等により後続車両が滞留し大規模な立ち往生を発生させることにもつながる。このことから運行管理者は、状況に応じて早めのチェーン装着等を運転者に対し指導する必要がある。
3. 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用などは運転への注意力を著しく低下させ、事故につながる危険性が高くなる。このような運転中の携帯電話等の操作は法令違反であることはもとより、いかに危険な行為であるかを運行管理者は運転者に対し理解させて、運転中の使用の禁止を徹底する必要がある。
4. 平成 28 年中の事業用貨物自動車が第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況を見ると、「出会い頭衝突」が最も多く、全体の約半分を占めており、続いて「追突」の順となっている。このため、運転者に対し、特に、交差点における一時停止の確実な履行と安全確認の徹底を指導する必要がある。

問 26 事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成し 3 年間保存としている。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したのものについても同様に保存している。
2. 事業者は、法令により定められた健康診断を実施することが義務づけられているが、運転者が自ら受けた健康診断（人間ドックなど）であっても法令で必要な定期健康診断の項目を充足している場合は、法定健診として代用することができる。
3. 配送業務である早朝の業務前点呼において、これから乗務する運転者の目が赤く眠そうな顔つきであったため、本人に報告を求めたところ、連日、就寝が深夜 2 時頃と遅く寝不足気味ではあるが、何とか乗務は可能であるとの申告があった。このため運行管理者は、当該運転者に対し途中で眠気等があったときには、自らの判断で適宜、休憩をとるなどして運行するよう指示し、出庫させた。
4. 事業者は、ある高齢運転者が夜間運転業務において加齢に伴う視覚機能の低下が原因と思われる軽微な接触事故が多く見られたため、昼間の運転業務に配置替えをした。しかし、繁忙期であったことから、運行管理者の判断で点呼において当該運転者の健康状態を確認しつつ、以前の夜間運転業務に短期間従事させた。

問 27 自動車の走行時に生じる諸現象とその主な対策に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ア  A とは、路面が水でおおわれているときに高速で走行するとタイヤの排水作用が悪くなり、水上を滑走する状態になって操縦不能になることをいう。これを防ぐため、日頃よりスピードを抑えた走行に努めるべきことや、タイヤの空気圧及び溝の深さが適当であることを日常点検で確認することの重要性を、運転者に対し指導する必要がある。

1. ハイドロプレーニング現象
2. ウェットスキッド現象

イ  B とは、自動車の夜間の走行時において、自車のライトと対向車のライトで、お互いの光が反射し合い、その間にいる歩行者や自転車が見えなくなることをいう。この状況は暗い道路で特に起こりやすいので、夜間の走行の際には十分注意するよう運転者に対し指導する必要がある。

1. クリープ現象
2. 蒸発現象

ウ  C とは、フット・ブレーキを使い過ぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングなどが摩擦のため過熱してその熱がブレーキ液に伝わり、液内に気泡が発生することによりブレーキが正常に作用しなくなり効きが低下することをいう。これを防ぐため、長い下り坂などでは、エンジン・ブレーキ等を使用し、フット・ブレーキのみの使用を避けるよう運転者に対し指導する必要がある。

1. ベーパー・ロック現象
2. スタンディングウェーブ現象

エ  D とは、運転者が走行中に危険を認知して判断し、ブレーキ操作に至るまでの間に自動車が走り続けた距離をいう。自動車を運転するとき、特に他の自動車に追従して走行するときは、危険が発生した場合でも安全に停止できるような速度又は車間距離を保って運転するよう運転者に対し指導する必要がある。

1. 制動距離
2. 空走距離

問 28 自動車運送事業者において最近普及の進んできたデジタル式運行記録計を活用した運転者指導の取組等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、デジタル式運行記録計の記録図表（24 時間記録図表や 12 分間記録図表）等を用いて、最高速度記録の▼マークなどを確認することにより最高速度超過はないか、また、急発進、急減速の有無についても確認し、その記録データを基に運転者に対し安全運転、経済運転の指導を行う。
2. 運行管理者は、大型トラックに装着された運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運行の実態を分析して安全運転等の指導を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を 6 ヶ月間保存している。
3. デジタル式運行記録計は、自動車の運行中、交通事故や急ブレーキ、急ハンドルなどにより当該自動車が一定以上の衝撃を受けると、衝突前と衝突後の前後 10 数秒間の映像などを記録する装置であり、事故防止対策の有効な手段の一つとして活用されている。
4. 衝突被害軽減ブレーキは、いかなる走行条件においても前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に確実にレーダー等で検知したうえで自動的にブレーキが作動し、衝突を確実に回避できるものである。当該ブレーキが備えられている自動車に乗務する運転者に対しては、当該ブレーキ装置の故障を検知し表示による警告があった場合の対応を指導する必要がある。



問 29 貨物自動車運送事業者の運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり4日にわたる2人乗務による運行計画を立てた。この2人乗務を必要とした根拠についての次の1~3の下線部の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<4日にわたる運行計画>及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

<4日にわたる運行計画>

前日 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

始業時刻 出庫時刻 到着時刻 終業時刻  
6時00分 6時30分 19時45分 20時00分

1日目	業務前 点呼 (営業所)	運転	荷積み	運転	休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	業務後 点呼	宿泊所
		1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	15分	3時間	1時間	1時間		

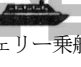
始業時刻 出庫時刻 到着時刻 終業時刻  
4時00分 4時30分 16時45分 17時00分

2日目	業務前 点呼	運転	荷積み	運転	休憩	運転	中間点呼 休憩	運転	荷下ろし	運転	業務後 点呼	宿泊所
		1時間	1時間	1時間30分	15分	2時間30分	1時間	3時間	1時間	1時間		

始業時刻 出庫時刻 到着時刻 終業時刻  
4時00分 4時30分 16時45分 17時00分

3日目	業務前 点呼	運転	荷積み	運転	中間点呼 休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	業務後 点呼	宿泊所
		1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	15分	2時間	1時間	1時間		

始業時刻 出庫時刻 到着時刻 終業時刻  
5時00分 5時30分 21時30分 22時00分

4日目	業務前 点呼	運転	荷積み	運転		運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	業務後 点呼 (営業所)	
		1時間30分	1時間	2時間	3時間	2時間	1時間	3時間	1時間	1時間30分		

翌日 当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

- 1人乗務とした場合、1日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

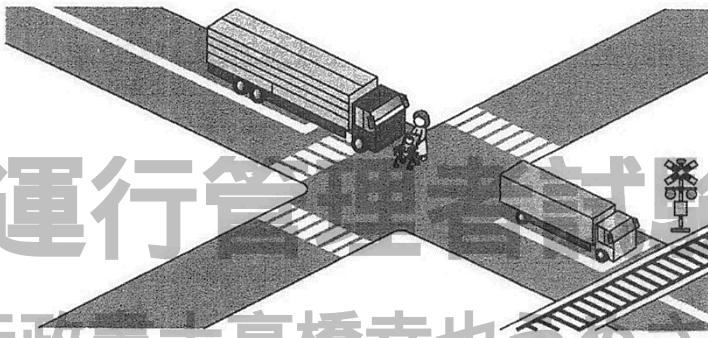
問 30 運行管理者が次の事業用大型トラックの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発を防止するための対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢（1～8）から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、【事故の概要】及び【事故の推定原因・事故の要因】に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【事故の概要】

当該運転者は、当日早朝に出勤し運行管理者の電話点呼を受けたのち、貨物の納入先へ向け運行中、信号機のない交差点に差しかかり、前方の普通トラックが当該交差点から約 10 メートル先の踏切で安全確認のため一時停止したため、それに続いて当該交差点の横断歩道上に停止した。その後前方のトラックが発進したことをうけ、車両前方を母子が横断していることに気付かず発進し、母子と接触し転倒させた。この事故により、母親とベビーカーの子供が重傷を負った。

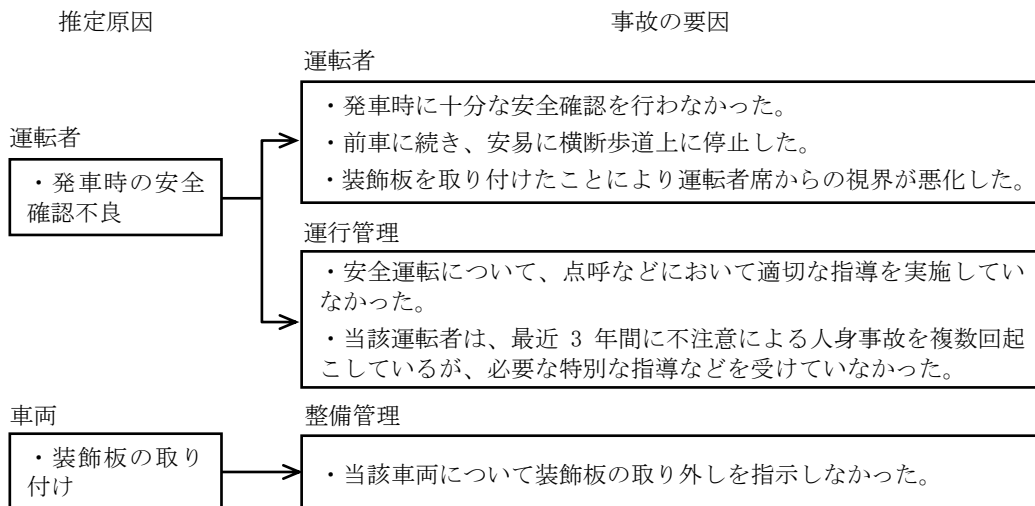
なお、当該車両にはフロントガラス下部を覆う高さ約 30 センチメートルの装飾板が取り付けられていた。

- ・ 事故発生：午前 10 時 20 分
- ・ 天候：晴れ
- ・ 道路：幅員 8.0 メートル
- ・ 運転者：45 歳 運転歴 14 年



©運行管理試験対策.net  
 (行政書士高橋幸也つめごと駅前事務所)

【事故の推定原因・事故の要因】



【事故の再発防止対策】

ア 対面による点呼が行えるよう要員の配置を整備する。

イ 装飾板等により運転者の視界を妨げるものについては、確実に取り外させるとともに、装飾板等取り付けが運転者の死角要因となることを運転者に対して、適切な指導を実施する。

ウ 運転者に対して、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや過労が運転に及ぼす危険性を認識させ、疲労や眠気を感じた場合は直ちに運転を中止し、休憩するよう指導を徹底する。

エ 事故惹起運転者に対して、安全運転のための特別な指導を行うとともに、適性診断結果を活用して、運転上の弱点について助言・指導を徹底することにより、安全運転のための基本動作を励行させる。

オ 運転者に対して、運行開始前に直接見ることができない箇所について後写鏡やアンダーミラー等により適切な視野の確保を図ったうえで、発車時には十分な安全確認を行うよう徹底する。

カ 過労運転の防止を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に違反しない乗務計画を作成し、運転者に対する適切な運行指示を徹底する。

キ 安全運転教育において、横断歩道、交差点などの部分で停止しないよう徹底するとともに、横断歩道に接近する場合及び通過する際に、横断しようとする者がいないことを確実に確認するよう徹底する。

ク 運転者に対して、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを正しく理解させ、定期的な健康診断結果に基づき、自ら生活習慣の改善を図るなど、適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

1. ア・イ・オ・ク

2. ア・イ・カ・キ

3. ア・オ・キ・ク

4. ア・ウ・オ・キ

5. イ・ウ・エ・カ

6. イ・エ・オ・キ

7. ウ・エ・キ・ク

8. ウ・エ・オ・カ

## 平成 30 年度第 2 回試験 (平成 31 年 3 月実施) 解答・解説

問 1	問 2			問 3	問 4	問 5	問 6
3	A1 B1 C2 D1		2,4	2,3	2,3		4
問 7	問 8	問 9	問 10	問 11		問 12	
2	2	3,4	1	A2 B1 C2 D1			4
問 13	問 14	問 15		問 16	問 17	問 18	
2,4	1,3	A2 B1 C1 D1		3	3	3	
問 19	問 20		問 21	問 22	問 23		
4	A1 B2 C2 D2		2,3	2,3	2		
問 24		問 25	問 26		問 27		
適 1,3	不適 2,4	1,2,3	適 2	不適 1,3,4	A1 B2 C1 D2		
問 28		問 29	問 30				
適 1	不適 2,3,4	3	6				

### 【運行管理者試験合格必勝セットのご案内】

専用 Web サイトでは、[オリジナルテキスト](#)・[過去問題集](#)・[模擬試験](#)が  
セットになった**運行管理者試験合格必勝セット**を販売しております！

運行管理者試験対策.net <https://www.unkan-net.com/>



#### ●凡例

##### 1. 貨物自動車運送事業法

- 事業法……………貨物自動車運送事業法
- 事業法施行規則……………貨物自動車運送事業法施行規則
- 安全規則……………貨物自動車運送事業輸送安全規則
- 事故報告規則……………自動車事故報告規則
- 指導監督の指針……………貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

##### 2. 道路運送車両法

- 車両法……………道路運送車両法
- 車両法施行規則……………道路運送車両法施行規則
- 保安基準……………道路運送車両の保安基準
- 細目告示……………道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
- 点検基準……………自動車点検基準

##### 3. 道路交通法

- 道交法……………道路交通法
- 道交法施行令……………道路交通法施行令
- 道交法施行規則……………道路交通法施行規則

##### 4. 労働基準法

- 労基法……………労働基準法
- 安衛法……………労働安全衛生法
- 衛生規則……………労働安全衛生規則
- 改善基準……………自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
- 特例通達……………一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について

##### 5. 実務上の知識及び能力

- 安全規則解釈運用……………貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

問1 正解3

1. 正しい。(事業法6条)
2. 正しい。(事業法11条)
3. 誤り。運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない(事業法10条1項)。「届け出る」ではない。
4. 正しい。(事業法16条1項)

問2 正解 A1 B1 C2 D1 (事業法17条)

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて (A=必要となる員数の) 運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び (B=乗務時間) の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な (C=医学的知見) に基づく措置を講じなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による (D=運送の指示) をしてはならない。

問3 正解2,4

1. 誤り。運行管理者は、事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し 必要な事項 について助言を行うことができる(安全規則20条3項)。つまり、助言する事項は「緊急を要する事項」に限られるわけではない。
2. 正しい。(安全規則20条1項14号)ただし、以下のような若干応用的な解釈が必要。

※問3の肢2の正誤判断について

① 安全規則20条1項14号には、運行管理者の業務のひとつとして「国土交通大臣が告示で定める内容について、運転者に対する適切な指導及び監督をすること」が規定されている。

↓

② ①の「国土交通大臣が告示で定める内容」とは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」という告示に規定された内容のことを指し、この中には、指導及び監督の内容のひとつとして「貨物自動車運送事業法に基づき事業用自動車の運転者が遵守すべき事項を理解させる」と規定されている。

↓

③ 貨物自動車運送事業法17条5項には、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令(=安全規則)で定める事項を遵守しなければならない」と規定されている。

↓

④ 安全規則17条3号には、運転者が遵守すべき事項のひとつとして、「乗務を開始しようとするとき、法令に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令の規定により点呼を受け、事業者これら規定による報告をすること」と規定されている。

↓

⑤ したがって、運行管理者の業務のひとつとして、「運転者に対し、乗務を開始しようとするとき、法令に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令の規定により点呼を受け、貨物自動車運送事業者これら規定による報告をしなければならないことについて、指導及び監督を行うこと」が含まれる。

3. 誤り。「補助者を選任すること」は事業者の義務であり(安全規則18条3項)、運行管理者の業務ではない。なお、「事業者によって選任された補助者に対する指

導・監督を行うこと」は運行管理者の業務である（同規則 20 条 1 項 16 号）。

4. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 14 号の 2）

#### 問 4 正解 2, 3

1. 誤り。③の内容が誤り。業務前の点呼では、道路運送車両法の規定による日常点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行わなければならない（安全規則 7 条 1 項）。「定期点検」ではない。その他の記述は正しい。
2. 正しい。（安全規則 7 条 2 項）
3. 正しい。（安全規則 7 条 3 項）
4. 誤り。酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない（安全規則 7 条 4 項）。

#### 問 5 正解 2, 3

1. 報告を要しない。「転落事故」があった場合には事故の報告を要するが（事故報告規則 2 条 1 号）、ここでいう「転落」とは、「道路外に転落した場合で、落差が 0.5 メートル以上のとき」をいうので、落差が 0.3 メートルの本事故は該当しない。
2. 報告を要する。本事故は「運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの」に該当するので、事故の報告を要する（事故報告規則 2 条 9 号）。
3. 報告を要する。本事故は「道路運送車両法に規定する自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」に該当するので、事故の報告を要する（事故報告規則 2 条 11 号）。
4. 報告を要しない。「重傷者を生じた事故」があった場合には事故の報告を要するが（事故報告規則 2 条 3 号）、ここでいう重傷とは「腕などの骨折や内臓の破裂」、「14 日以上病院に入院することを要する傷害」又は「病院に入院することを要する傷害で医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの」のことをいい、「通院による 40 日間の医師の治療を要する傷害」は重傷には該当しないので、事故の報告を要しない。

#### 問 6 正解 4

1. 正しい。（安全規則 17 条 1 号、1 号の 2）
2. 正しい。（安全規則 3 条 7 項）
3. 正しい。（安全規則 3 条 1 項、2 項）
4. 誤り。事業者が定めなければならないのは運転者の勤務時間及び乗務時間である（安全規則 3 条 4 項）。「勤務日数及び乗務距離」ではない。

#### 問 7 正解 2

1. 正しい。（安全規則 10 条 1 項）
2. 誤り。適性診断を受けさせなければならないのは、「軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者」である（安全規則 10 条 2 項、指導監督の指針第 2 章 2）。
3. 正しい。（指導監督の指針第 2 章 2）
4. 正しい。（指導監督の指針第 2 章 4）

#### 問 8 正解 2

1. 正しい。（安全規則 5 条の 2 第 1 号）
2. 誤り。事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、必要な措置を講じなければならない（安全規則 5 条）。これはすべての事業用自動車を対象であり、「車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のもの」に限られるわけではない。
3. 正しい。（安全規則 9 条 1 号）

4. 正しい。(安全規則 8 条 1 項 6 号)

問 9 正解 3, 4

1. 誤り。自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内に、変更登録の申請をしなければならない (車両法 12 条 1 項)。
2. 誤り。臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から 5 日以内に、臨時運行許可証等を行政庁に返納しなければならない (車両法 35 条 6 項)。
3. 正しい。(車両法 15 条 1 項 1 号)
4. 正しい。(車両法 11 条 4 項)

問 10 正解 1

1. 誤り。指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合には、自動車検査証を備え付けなくても、当該自動車を運行の用に供することができる (車両法 94 条の 5 第 11 項)。
2. 正しい。(車両法 62 条 5 項)
3. 正しい。(車両法 61 条の 2 第 1 項)
4. 正しい。貨物自動車の自動車検査証の有効期間は 1 年である (車両法 61 条 1 項)。なお、「初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量 8 トン (8,000kg) 未満の貨物自動車」の場合は有効期間が 2 年となるが (同条 2 項 1 号)、本肢の貨物自動車の場合、車両総重量が 8 トン以上なので該当しない。

問 11 正解 A2 B1 C2 D1 (車両法 47 条、47 条の 2 第 2 項、48 条 1 項 1 号)

- ア 自動車の (A=使用者) は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。
- イ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を (B=運行) する者は、(C=1 日 1 回)、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
- ウ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、(D=3 ヶ月) ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

問 12 正解 4

1. 正しい。(細目告示 222 条 1 項 2 号)
2. 正しい。(細目告示 219 条 1 項)
3. 正しい。(細目告示 167 条 4 項 2 号)
4. 誤り。車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に備えなければならないのは、自動車が 時速 90 キロメートル を超えて走行しないような性能の速度抑制装置である (保安基準 8 条 4 項、5 項)。

問 13 正解 2, 4

1. 誤り。停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の變更を妨げてはならない (道交法 31 条の 2)。
2. 正しい。(道交法 53 条 1 項)
3. 誤り。同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるとき (進路変更) の合図を行う時期は、その行為をしようとする時の 3 秒前 のときである (道交法施行令 21 条 1 項)。
4. 正しい。(道交法施行令 21 条 1 項)

問 14 正解 1, 3

1. 正しい。(道交法 44 条 1 項 2 号)
2. 誤り。駐車が禁止されているのは、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3メートル 以内の道路の部分である (道交法 45 条 1 項 1 号)。
3. 正しい。(道交法 45 条 1 項 3 号)
4. 誤り。駐車が禁止されているのは、火災報知機から 1メートル 以内の道路の部分である (道交法 45 条 1 項 5 号)。

問 15 正解 A2 B1 C1 D1 (道交法 72 条 1 項)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、(A = 負傷者を救護) し、道路における (B = 危険を防止) する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者 (運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員) は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における (C = 死傷者の数) 及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに (D = 当該交通事故について講じた措置) を報告しなければならない。

問 16 正解 3

1. 正しい。(道交法施行令 11 条)
2. 正しい。(道交法 75 条の 4、道交法施行令 27 条の 3)
3. 誤り。本肢のような「車両総重量が 8 トン未満、最大積載量が 5 トン未満及び乗車定員が 10 人以下の貨物自動車」の場合、最高速度が指定されていない高速道路における最高速度は、時速 100 キロメートル である (道交法施行令 27 条 1 項 1 号ロ)。なお、「車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車」の場合、最高速度は、時速 80 キロメートルとなる (同項 2 号)。
4. 正しい。本肢のような「車両総重量が 2,000kg 以下の車両」を「その車両の車両総重量の 3 倍以上の車両総重量の自動車」がロープでけん引する場合の最高速度は、時速 40 キロメートルである (道交法施行令 12 条 1 項 1 号)。

問 17 正解 3

1. 正しい。(道交法施行令 22 条 3 号ハ)
2. 正しい。(道交法 57 条 1 項)
3. 誤り。荷主が自動車の運転者に対して、過積載運転を要求するという違反行為をした場合、警察署長は、違反行為をした荷主 に対し、当該違反行為をしてはならない旨 を命ずることができる (道交法 58 条の 5 第 2 項)。「自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる」わけではない。
4. 正しい。(道交法施行規則 2 条)

問 18 正解 3

1. 正しい。労働関係に関する重要な書類の保存期間は、従来は 3 年間だったが、令和 2 年 4 月に法改正され、条文上は 5 年間に延長された (労基法 109 条)。ただし、経過措置として、(実務上は) 当分の間は 3 年間のままとするとされた (同法附則)。
2. 正しい。(労基法 19 条 1 項)
3. 誤り。解雇の予告の規定が適用されないのは、「日日雇い入れられる者」、「2ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に 4ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」に該当する労働者である (労基法 21 条)。
4. 正しい。(労基法 15 条 1 項、2 項)



問 19 正解 4

1. 正しい。(労基法 32 条 1 項、2 項)
2. 正しい。(労基法 36 条 2 項)
3. 正しい。(労基法 33 条 1 項)
4. 誤り。使用者は、4 週間を通じ 4 日以上の休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなければならない(労基法 35 条 1 項、2 項)。

問 20 正解 A1 B2 C2 D2 (改善基準 1 条)

1. この基準は、自動車運転者(法第 9 条に規定する労働者であつて、(A=四輪以上の自動車)の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の(B=労働条件の向上)を図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その(C=向上)に努めなければならない。
3. 使用者は、季節的繁忙その他の事情により、法第 36 条第 1 項の規定に基づき臨時に(D=労働時間を延長し)、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

問 21 正解 2, 3

1. 誤り。後半の記述が誤り。トラック運転者の 1 日の拘束時間を延長する場合において、1 日についての拘束時間が 15 時間を超える回数は、1 週間について 2 回以内としなければならない(改善基準 4 条 1 項 2 号)。
2. 正しい。(改善基準 4 条 2 項)
3. 正しい。(改善基準 4 条 5 項)
4. 誤り。連続運転時間とは、「1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間」をいう。連続運転時間は 4 時間を超えてはならない(改善基準 4 条 1 項 5 号)。

問 22 正解 2, 3

連続運転時間は、4 時間を超えてはならない(改善基準 4 条 1 項 5 号)。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上の運転の中断をしているかどうかで判断する。

なお、この「30 分以上の運転中断」については、少なくとも 1 回につき 10 分以上(※10 分未満の場合、運転中断の時間として扱われない)とした上で分割することもできる。

つまり、「運転時間の合計が 4 時間を超える前に「合計 30 分以上の運転中断」をしなければならない(=※「合計 30 分以上の運転中断」をした時点で連続運転がリセットされる)」ということであり、「合計 30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えてしまった場合、改善基準に違反することになる。

以上を踏まえ、連続運転時間の違反の有無は以下のように判断する。

1. 適合していない。前半(3 回目の休憩:10 分まで)は、運転時間 4 時間以内(1 回目:30 分+2 回目:2 時間+3 回目:30 分=3 時間)に対し、合計 30 分以上の運転中断(1 回目の休憩:10 分+2 回目の休憩:15 分+3 回目の休憩:10 分=35 分)をしているので問題ない。

中間(4 回目の運転)も 1 時間 30 分の運転後に 1 時間の運転中断(休憩)をしているので問題ない。

しかし、後半(5 回目の運転以降)を見ると、「運転 2 時間⇒休憩 15 分⇒運転 1 時間 30 分⇒休憩 10 分⇒運転 1 時間」という運転状況であり、「30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えている(=4 時間 30 分)。したがって、連続運転時間が 4 時間を超えることになり、改善基準に違反している。

2. 適合している。前半（3回目の休憩:15分まで）は、運転時間4時間（1回目:1時間+2回目:2時間+3回目:1時間）に対し、合計30分以上の運転中断（1回目の休憩:15分+2回目の休憩:10分+3回目の休憩:15分=40分）をしているので問題ない。  
 中間（4回目の運転）も1時間の運転後に1時間の運転中断（休憩）をしているので問題ない。  
 後半（5回目の運転以降）の10分未満の休憩（=最後の休憩:5分）は、運転中断の時間として扱われないが、それでも、運転状況は〔運転1時間30分⇒休憩10分⇒運転1時間30分（運転1時間+運転30分）⇒乗務終了〕となり、運転時間の合計が4時間を超える前に乗務を終了しているので問題ない。
3. 適合している。前半（3回目の休憩:10分まで）は、運転時間4時間（1回目:2時間+2回目:1時間30分+3回目:30分）に対し、合計30分の運転中断（1回目の休憩:10分+2回目の休憩:10分+3回目の休憩:10分）をしているので問題ない。  
 中間（4回目の運転）も1時間の運転後に1時間の運転中断（休憩）をしているので問題ない。  
 後半（5回目の運転以降）も4時間の運転（5回目:1時間+6回目:1時間+7回目:2時間）後に乗務を終了しているので問題ない。
4. 適合していない。10分未満の休憩（=3回目の休憩:5分）は、運転中断の時間として扱われないので、乗務開始からの運転状況は〔運転1時間⇒休憩10分⇒運転1時間30分⇒休憩15分⇒運転2時間（3回目の運転:30分+4回目の運転:1時間30分）…〕となり、「30分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が4時間を超えている（=4時間30分）。したがって、連続運転時間が4時間を超えることになり、改善基準に違反している。

#### 問23 正解2

トラック運転者の1日についての最大拘束時間は16時間を超えてはならず、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間について2回以内としなければならない（改善基準4条1項2号）。また、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなければならない（同項3号）。

なお、1日の拘束時間は、「始業時刻から起算して24時間のなかで拘束されていた時間」をいう。

各日の拘束時間・休息期間は以下ようになる。

<拘束時間>

- ・月曜日：始業9時～終業17時+火曜日の7時～9時=10時間  
 （※月曜日の拘束時間は「月曜日の9時～火曜日の9時の24時間の中で拘束されていた時間」なので、「火曜日の7時～9時」は、月曜日の拘束時間にも含まれる）
- ・火曜日：始業7時～終業21時+水曜日の5時～7時=16時間（※肢2）  
 （※火曜日の拘束時間は「火曜日の7時～水曜日の7時の24時間の中で拘束されていた時間」なので、「水曜日の5時～7時」は、火曜日の拘束時間にも含まれる）
- ・水曜日：始業5時～終業14時=9時間（※肢4）
- ・木曜日：始業7時～終業22時+金曜日の6時～7時=16時間（※肢2）  
 （※木曜日の拘束時間は「木曜日の5時～金曜日の5時の24時間の中で拘束されていた時間」なので、「金曜日の6時～7時」は、木曜日の拘束時間にも含まれる）
- ・金曜日：始業6時～終業22時=16時間（※肢2）

<休息期間>

- ・月曜日：終業17時～火曜の始業7時=14時間
- ・火曜日：終業21時～水曜の始業5時=8時間
- ・水曜日：終業14時～木曜の始業7時=17時間
- ・木曜日：終業22時～金曜の始業6時=8時間

以上を踏まえ、以下のように正誤判断する。

1. 正しい。拘束時間が 16 時間を超えている日はないので、1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反している勤務はない。
2. 誤り。拘束時間が 15 時間を超える回数が 2 回を超えている（＝火曜日、木曜日、金曜日の 3 回ある）ので、1 日についての拘束時間が 15 時間を超えることができる 1 週間についての回数は、改善基準に違反している。
3. 正しい。すべての日において、8 時間以上の休息期間を与えているので、勤務終了後の休息期間は、改善基準に違反しているものはない。
4. 正しい。この 1 週間の勤務の中で水曜日の拘束時間が最も短い。

問 24 正解 適 1, 3 不適 2, 4

1. 適切。運行管理者の役割について適切な記述である。
2. 適切でない。業務前の点呼では、運転者に対し「日常点検の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行わなければならない（安全規則 7 条 1 項 3 号）。したがって、運転者が整備管理者に日常点検の実施について報告した場合であっても、運行管理者は、業務前の点呼において日常点検の実施について確認する必要がある。
3. 適切。運行管理者の役割について適切な記述である。
4. 適切でない。本肢のように「事業用自動車の定期点検を怠ったこと」が原因で事故が起きたのであれば、事故の責任は事業者や整備管理者にあるといえる。したがって、運行管理業務上に一切問題がなければ、運行管理者が責任を負うことはない（＝運行管理者資格者証の返納を命じられることはない）と考えられる。

問 25 正解 1, 2, 3

1. 適切。追越しにかかる時間と距離について適切な記述である。前の自動車と追越しをする自動車の速度差が「小さい」場合、追越しに長い時間と距離が必要になる。
2. 適切。雪道におけるチェーンの装着について適切な記述である。
3. 適切。運転中の携帯電話等の使用禁止について適切な記述である。なお、令和元年 12 月の法改正により運転中の携帯電話等の使用に対する罰則が強化された。
4. 適切でない。平成 28 年中の事業用貨物自動車が第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、「追突」が最も多く、全体の 52.3%を占めており、続いて「出会い頭衝突」の順となっている。

問 26 正解 適 2 不適 1, 3, 4

1. 適切でない。健康診断個人票は、5 年間保存しなければならない（衛生規則 51 条）。
2. 適切。健康診断の受診について適切な記述である。労働者は、原則として、事業者の指定した医師が行なう定期健康診断を受けなければならないが、運転者が自ら受けた健康診断であっても、法令で必要な健康診断の項目を充足している場合は、定期健康診断として代用することができる（安衛法 66 条 5 項）。
3. 適切でない。運行管理者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等により安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない（安全規則 20 条 1 項 4 号の 2）。  
したがって、寝不足気味の運転者を乗務させることは適切ではない（※乗務させる場合でも、運転者の声、動作、顔色等をさらに注意深く観察するなどして確認する必要があるといえる）。  
また、眠気等により運転を中断する際の判断についても、運転者の体調を考慮した上で運行管理者が判断すべきであり、運転者自らが判断するよう指示することは適切ではない。
4. 適切でない。視覚機能の低下が原因で夜間運転業務の際に接触事故を起こした高齢運転者を昼間の運転業務に配置替えしたことは適切である。しかし、視覚機能の

低下が加齢によるものである場合、回復は困難であり、夜間運転の際に再び事故を起こす可能性もあるので、短期間であっても再び夜間運転業務に従事させたことは適切ではない(※仮に視覚機能が回復し、再び夜間運転業務に従事させる場合であっても、その判断は、運行管理者ではなく医師が行うべきであり、その点も適切ではない)。

問 27 正解 A1 B2 C1 D2

- ア 路面が水でおおわれているときに高速で走行するとタイヤの排水作用が悪くなり、水上を滑走する状態になって操縦不能になることを(A=ハイドロプレーニング現象)という。
- イ 自動車の夜間の走行時において、自車のライトと対向車のライトで、お互いの光が反射し合い、その間にいる歩行者や自転車が見えなくなることを(B=蒸発現象)という。
- ウ フット・ブレーキを使い過ぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングなどが摩擦のため過熱してその熱がブレーキ液に伝わり、液内に気泡が発生することによりブレーキが正常に作用しなくなり効きが低下することを(C=ベーパー・ロック現象)という。
- エ 運転者が走行中に危険を認知して判断し、ブレーキ操作に至るまでの間に自動車が走り続けた距離を(D=空走距離)という。

問 28 正解 適1 不適2,3,4

1. 適切。デジタル式運行記録計の活用について適切な記述である。
2. 適切でない。後半の記述が適切ではない。運行記録計の記録は、1年間保存しなければならない(安全規則9条)。
3. 適切でない。これはドライブレコーダーの説明である。デジタル式運行記録計とは、瞬間速度・運行時間・運行距離などの運行データを電子情報として記録する装置である。
4. 適切でない。衝突被害軽減ブレーキは、レーダー等で検知して前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に運転者にブレーキ操作を行うよう促し、さらに衝突する可能性が高くなると自動的にブレーキが作動し、衝突による被害を軽減させるためのものである。同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあるため、当該装置が備えられている自動車の運転者に対しては、当該装置を過信せず、細心の注意をはらって運転するよう指導する必要がある。

問 29 正解 3

1. 誤り。(1日についての最大拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない)  
1日の最大拘束時間は、16時間を超えてはならず(改善基準4条1項2号)、また、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなければならない(同項3号)。

各日の拘束時間・休息期間は以下のようになる。

なお、フェリー乗船時間は「休息期間」として取り扱われるため(特例通達4)、4日目のフェリー乗船時間は、拘束時間には含まれない。(=拘束時間から差し引く)

<拘束時間>

- ・1日目：始業6時～終業20時+2日目の4時～6時=16時間  
(※1日目の拘束時間は「1日目の6時～2日目の6時の24時間の中で拘束されていた時間」なので、「2日目の4時～6時」は、1日目の拘束時間にも含まれる)
- ・2日目：始業4時～終業17時=13時間
- ・3日目：始業4時～終業17時=13時間
- ・4日目：始業5時～終業22時-フェリー乗船時間3時間=14時間

< 休息期間 >

- ・ 1 日目：終業 20 時～2 日目の始業 4 時＝8 時間
- ・ 2 日目：終業 17 時～3 日目の始業 4 時＝11 時間
- ・ 3 日目：終業 17 時～4 日目の始業 5 時＝12 時間

以上により、いずれの日についても、1 日についての最大拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない。

2. 誤り。(1 日当たりの運転時間は改善基準に違反していない)

運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えてはならない (改善基準 4 条 1 項 4 号)。

1 日当たりの運転時間は、特定の日を起算日として前後 2 日ごとに区切り、その 2 日間の平均を算出し、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに 9 時間を超えている場合は改善基準に違反していることになる。(※「どちらも 9 時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが 9 時間を超えている場合」は違反にはならない)

各日の運転時間の合計は、1 日目が 10 時間、2 日目が 9 時間、3 日目が 9 時間、4 日目が 10 時間なので、違反の有無は以下のように判断する。

1 日目を特定日とした場合、特定日の前日が休日のため、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」は 9 時間を超えないので、改善基準に違反していない。

2 日目を特定日とした場合、「特定日の前日(1 日目)と特定日(2 日目)の運転時間の平均」が  $(10 \text{ 時間} + 9 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$ 、「特定日(2 日目)と特定日の翌日(3 日目)の運転時間の平均」が  $(9 \text{ 時間} + 9 \text{ 時間}) \div 2 = 9 \text{ 時間}$  であり、「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」については 9 時間を超えていないので、改善基準に違反していない。

3 日目を特定日とした場合、「特定日の前日(2 日目)と特定日(3 日目)の運転時間の平均」が  $(9 \text{ 時間} + 9 \text{ 時間}) \div 2 = 9 \text{ 時間}$ 、「特定日(3 日目)と特定日の翌日(4 日目)の運転時間の平均」が  $(9 \text{ 時間} + 10 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$  であり、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」については 9 時間を超えていないので、改善基準に違反していない。

4 日目を特定日とした場合、特定日の翌日が休日のため、「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」は 9 時間を超えないので、改善基準に違反していない。

以上により、いずれの日を特定の日とした場合も 2 日を平均して 1 日当たりの運転時間は改善基準に違反していない。

3. 正しい。(1 日目の連続運転時間が改善基準に違反している)

問 22 の解説にもあるように、連続運転時間は 4 時間を超えてはならない。

なお、「運転の中断」とは、「運転を行っていない時間」のことなので、休憩だけでなく荷積みや荷下ろしの時間、フェリーの乗船時間も含まれる。

1 日目の出庫後の運転状況を見ると、1 時間の運転後に 1 時間の運転中断 (荷積み)、3 時間の運転後に 1 時間の運転中断 (休憩) をしているので、ここまでは問題ないが、以降 (3 回目の運転以降) を見ると、「運転 2 時間⇒休憩 15 分⇒運転 3 時間…」という運転状況であり、「30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えている (=5 時間)。したがって、連続運転時間が 4 時間を超えることとなり、改善基準に違反する。

なお、2 日目、3 日目、4 日目については、4 時間を超える連続運転は見られないので、改善基準に違反していない。

問 30 正解 6

※本問のような「事故の再発を防止する対策として最も直接的に有効なもの」を選ぶ問題については、問題で問われている「最も直接的に有効な内容のもの」を考えるより、逆に「事故の原因とは直接的に関係ない内容のもの」を削除していった方が解答しやすい。

ア 事故当日は業務前の点呼を対面で実施していなかったため、本肢のような「対面点呼が行えるよう要員の配置を整備すること」は、業務上の改善策としては適切だが、本事故は、業務前の点呼を対面で実施しなかったことが直接的な原因で起きた事故ではない。したがって、同種事故の再発防止対策としては、直接的に有効であるとはいえない。

イ 【事故の推定原因・事故の要因】によると、装飾版を取り付けたことにより運転者席からの視界が悪化したことが事故の要因として挙げられているので、本肢のような指導を行うことは、同種事故の再発防止対策として直接的に有効である。

ウ 本事故は、過労運転や居眠り運転が直接的な原因で起きた事故ではない。したがって、同種事故の再発防止対策として直接的に有効であるとはいえない。

エ 【事故の推定原因・事故の要因】によると、事故を起こした運転者は、最近3年間に人身事故を複数回起こしており、これは特別な指導の対象となる事故惹起運転者に該当する（指導監督の指針第2章2）。したがって、本肢のような指導を行うことは、同種事故の再発防止対策として直接的に有効である。

オ 【事故の推定原因・事故の要因】によると、発車時に十分な安全確認を行っていなかったことが事故の要因として挙げられているので、本肢のような指導を行うことは、同種事故の再発防止対策として直接的に有効である。

カ 本事故は、過労運転や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に違反した乗務計画が直接的な原因で起きた事故ではない。したがって、同種事故の再発防止対策として直接的に有効であるとはいえない。

キ 車両は、進路の前方の車両等の状況により、横断歩道に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない（道交法50条2項）。しかし、事故を起こした車両は、横断歩道上に停止しており、【事故の推定原因・事故の要因】にも、前車に続き、安易に横断歩道上に停止したことが事故の要因として挙げられているので、本肢のような指導を行うことは、同種事故の再発防止対策として直接的に有効である。

ク 本事故は、運転者の疾病が直接的な原因で起きた事故ではない。したがって、同種事故の再発防止対策として直接的に有効であるとはいえない。

以上により、同種事故の再発を防止するための対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せは、イ・エ・オ・キとなり、肢6が正解となる。